



第4回 都城市上下水道料金等審議会 資料

適正な水道料金について



令和7年3月17日
都城市上下水道局



1 これまでの振り返り

- 1) これまでの審議会での主な説明概要
- 2) 第3回審議会における委員からの主な質問
- 3) 補足：県内9市及び三股町の水道料金改定状況について
- 4) 補足：総括原価の積算根拠について
- 5) 補足：料金改定となった場合の周知方法について

2 新料金体系について

- 1) 改定後の料金体系について（水道・簡易水道）
- 2) 御池簡易水道の料金体系について

3 今後の取組について

- 1) 最新の国の動向について
- 2) 新たな外部評価の枠組について

1 これまでの振り返り

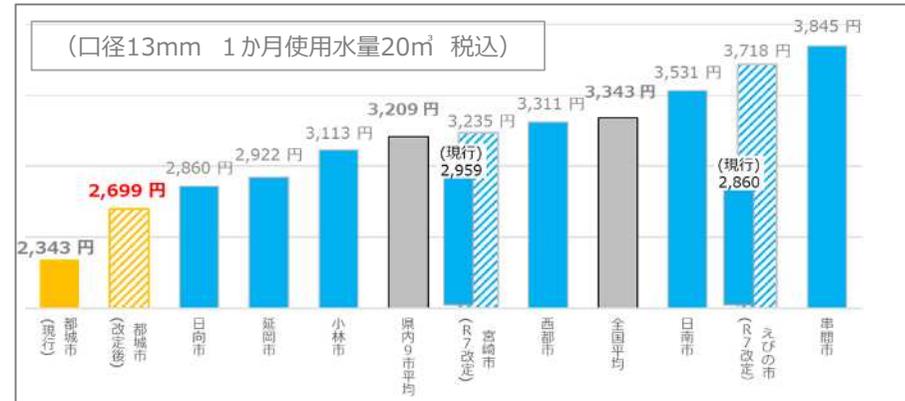
1) これまでの審議会での主な説明概要

- 【第1回】水道事業会計の仕組み ⇒ **独立採算！施設の更新や耐震化を含めて料金収入で賄う！**
- 【第2回】施設の耐震化 ⇒ **全国平均より低い！施設の更新や耐震化が急務！**
- 【第3回】今後の経営見通し ⇒ **耐震化等の推進、労務単価高騰等の影響！料金改定が必要！**

◆ 適正な水道料金収入の試算



◆ 県内他市との水道料金比較（一般家庭使用モデル）



2) 第3回審議会における、委員からの主な質問・意見

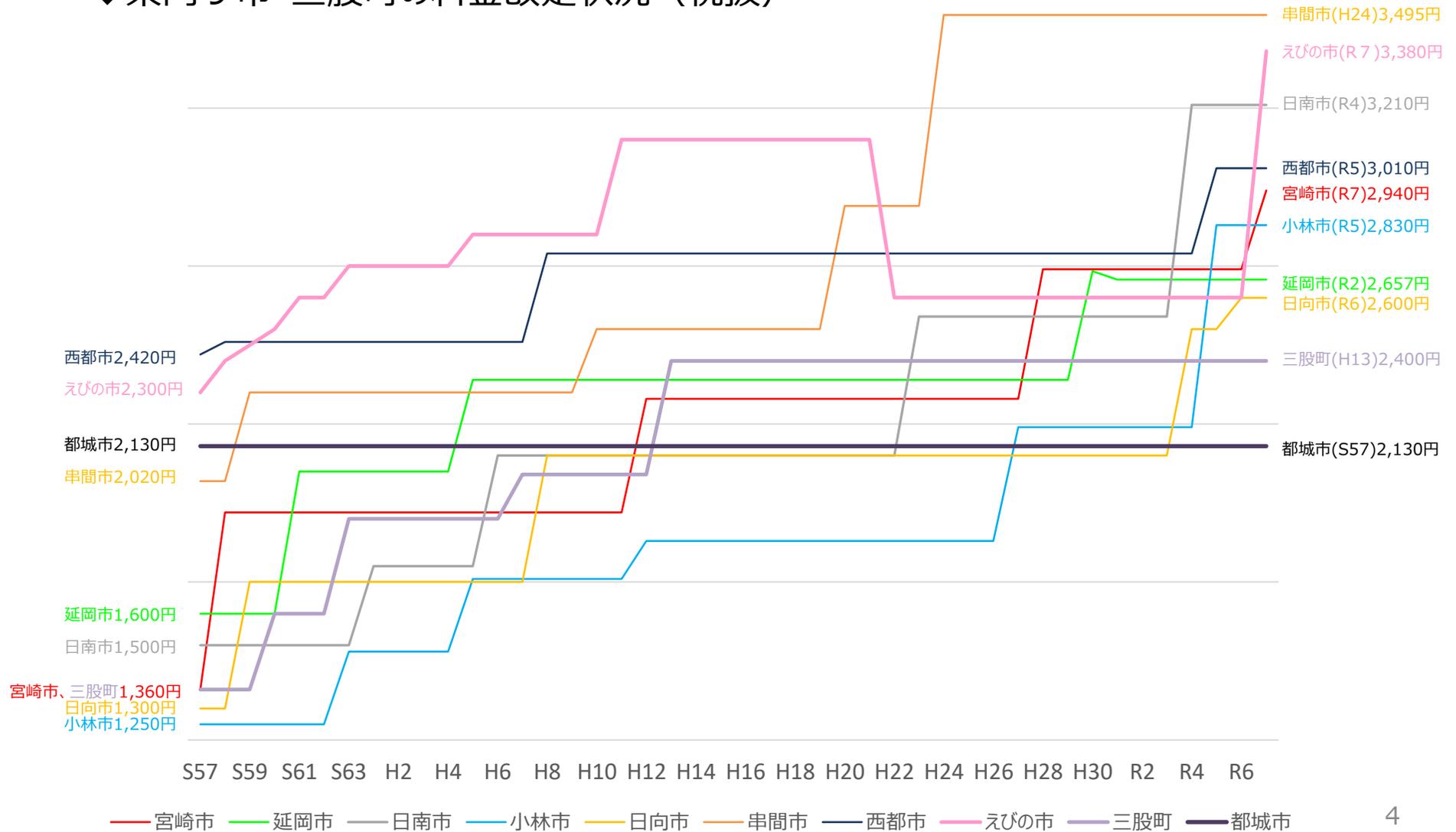
- 都城市の水準は、かなり低い。もう少し改定率を上げる考え方もあると思うが？
⇒ 長期間で試算する方法もあるが、可能な限り、使用者負担を抑えたいと考えている
- 今後は3～5年ごとに定期的に見直すのか？
⇒ 必ずしもそうではない。経営状況を見ながら、判断する必要がある
- ガスや電気が続いて水道もか！という印象。改定以外で料金収入を増やす手立てはないのか？
⇒ 使用水量を増やすしかないが、節水家電の普及により各家庭の使用水量は減少傾向
- 県内9市と三股町の改定時期について、総括原価の試算について ⇒ 今回補足説明
- 第4回審議会です詳しい財政計画等を聞くこととするものの、審議会としては、平均改定率14.95%の料金改定を行うことは致し方ない



1 これまでの振り返り

3) 県内9市及び三股町の水道料金改定状況について

◆県内9市・三股町の料金改定状況（税抜）



1 これまでの振り返り

4) 総括原価の積算根拠について

(単位：千円)

| | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | 計 |
|-------------|--|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 人件費 | 271,730 | 271,730 | 271,730 | 271,730 | 271,730 | 1,358,650 |
| | 人事異動等により増減するため、一定額(R5決算値) | | | | | |
| 動力費 | 147,625 | 150,352 | 152,287 | 154,774 | 157,342 | 762,380 |
| | 配水量 1 m ³ あたりの電力単価(R5実績)×物価上昇率1.64%×年間予定配水量 | | | | | |
| 修繕費 | 127,450 | 129,540 | 131,664 | 133,823 | 136,018 | 658,495 |
| | 直近5年間平均値×物価上昇率1.64% | | | | | |
| 減価償却費 | 1,002,896 | 1,025,089 | 1,057,196 | 1,124,252 | 1,226,699 | 5,436,132 |
| | 既存資産の減価償却費+新規取得予定資産(物価上昇を加味)の減価償却費 | | | | | |
| その他 | 527,982 | 515,048 | 513,779 | 527,405 | 496,377 | 2,580,591 |
| | 経常的経費×物価上昇率1.64%+各年における臨時的経費 | | | | | |
| 水道料金収入以外の収入 | △65,130 | △65,099 | △65,067 | △65,035 | △65,002 | △325,353 |
| 計 | 2,012,553 | 2,026,660 | 2,061,589 | 2,146,949 | 2,223,164 | 10,470,895 |
| 支払利息 | 146,318 | 149,583 | 154,795 | 163,464 | 177,389 | 791,549 |
| | 既借入済債権利息+各年度における新規借入予定額×借入利率(1.8%) | | | | | |
| 資産維持費 | 119,166 | 119,166 | 119,166 | 119,166 | 119,167 | 595,831 |
| | 企業債償還額(5年間)の20% | | | | | |
| 合計 | 2,278,037 | 2,295,409 | 2,335,550 | 2,429,579 | 2,519,720 | 11,858,295 |



1 これまでの振り返り

5) 料金改定となった場合の周知方法について
 水道料金を改定することが決まった場合には、市民の皆様に対して丁寧に説明を行うため、次の方法等を検討。

●周知方法

- 広報都城** 毎月刊行している市の広報紙
- 市公式ホームページ** 年間ビュー数70万
 (トップページ閲覧数)
- 市公式SNS** 市公式LINE
 市公式フェイスブック
 インスタグラムなど
- テレビ** みやこんじょジャーナル (BTV)
 インフォーマーシャル (UMK)
- ラジオ** みやこのじょうドキドキナビ (MRT)
- 検針票** 2か月に1回行う検針の際に、
 水道料金や使用水量をお知らせとして、投函している
 「使用水量のお知らせ」を活用
 詳しくは、2次元コードにより、市公式ホームページへ誘導



使用水量のお知らせ
 年 月分 ご使用期間 月 日～ 月 日

水道番号 口座振替番号
メーター番号

今回指示数 m³
 前回指示数 m³
旧メーター使用水量

今回使用水量 m³

水道 m³ 円^{※1}
 下水道 m³ 円^{※2}

ご請求予定額 円
(消費税及び地方消費税を含む。)

通 信 額
 上記料金の口座振替は 月 日 の予定です。

口座振替済通知書
 年 月分 振替日 月 日

水道 m³ 円
 下水道 m³ 円

振替金額 円
振替予定日に振替できない場合、滞りましては翌月10日までに再度振替させていただきます。

検計日 検計員

都城市上下水道局お客様センター
 都城市下川東三丁目3235番地 ☎(0986) 23-4510
※裏面もお読みください。

《水道管の凍結に注意しましょう!》
 気温がマイナス4度以下のときや、一日中氷点下の真冬日が続いたときは、水道管が凍結したり破裂しやすくなります。事前にメーターボックスの位置を確認し、凍結を防ぐ対策を心掛けましょう。

ビニールテープ
 ◎露出している水道管には保温材等を巻きましょう。
(裏面へ続く)

●周知期間 半年以上の期間を確保

※市民の皆様にも、水道について知ってもらうため、今後は、水道事業のPRや経営状況などについても、積極的に周知・広報を行いたい



2 新料金体系について

1) 改定後の料金体系について (水道・簡易水道)

<現行>

水道料金は、「基本料金 + 従量料金」+ 消費税 で算出

- 基本料金とは、水道を使わなくても毎月かかる料金で、メーター口径により区分
- 従量料金とは、使用した水量に単価をかけて計算した使用料金

◆現行料金体系

| | メーター口径 | 基本料金 |
|------|--|----------------------|
| 基本料金 | 13mm | 450円 |
| | 20mm | 730円 |
| | 25mm | 940円 |
| | 40mm | 2,250円 |
| | 50mm | 4,250円 |
| | 75mm | 8,300円 |
| | 100mm | 13,100円 |
| | 150mm | 20,000円 |
| 従量料金 | 使用水量 | 1 m ³ の単価 |
| | 9 m ³ 未満 | 30円 |
| | 9 m ³ 以上21m ³ 未満 | 120円 |
| | 21m ³ 以上51m ³ 未満 | 150円 |
| | 51m ³ 以上 | 190円 |

算定例①一般家庭使用モデル(口径13mm 使用水量20m³の場合)

- 基本料金 口径13mm 450円
- 従量料金 9 m³未満 8 m³×30円 = 240円
9 m³以上21m³未満 12m³×120円 = 1,440円
- 水道料金 (450円+240円+1,440円) ×1.1 = **2,343円**

算定例②大口徑使用モデル(口径40mm 使用水量45m³の場合)

- 基本料金 口径40mm 2,250円
- 従量料金 9 m³未満 8 m³×30円 = 240円
9 m³以上21m³未満 12m³×120円 = 1,440円
21m³以上51m³未満 25m³×150円 = 3,750円
- 水道料金 (2,250円+240円+1,440円+3,750円) ×1.1 = **8,448円**



2 新料金体系について

1) 改定後の料金体系について (水道・簡易水道)

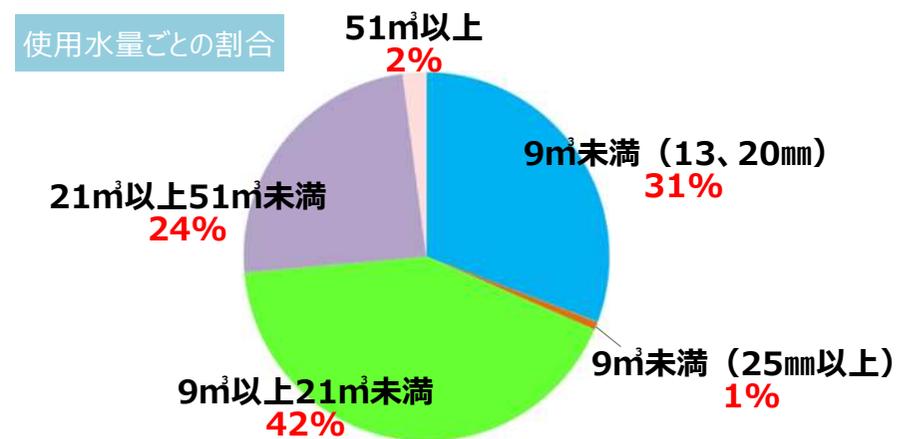
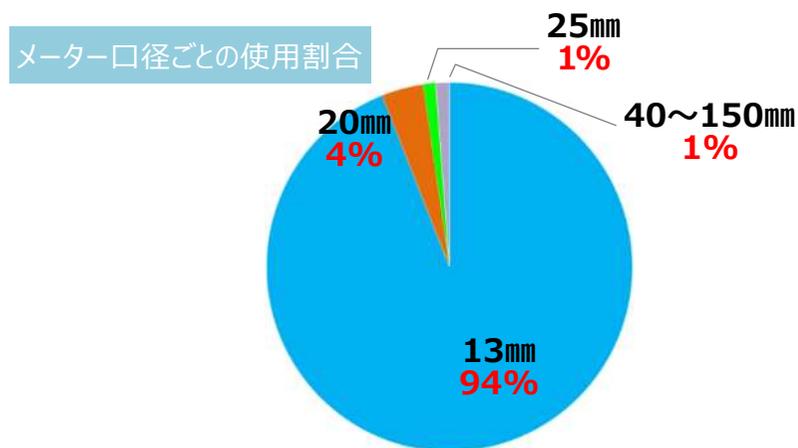
<改定 (案) >

新料金体系：平均改定率14.95%※ を基に、それぞれの区分において改定率を設定

市としての改定方針

受益と負担の原則を基本として、市民生活への影響を考慮！

- ◆基本料金区分：使用世帯の多い口径13mmと20mmの区分で改定率を抑制
- ◆従量料金区分：使用水量の少ない区分と多い区分で改定率を抑制



※平均改定率とは、料金算定期間に見込まれる「現行料金による料金収入」と「改定によって見込まれる料金収入」の増加割合

2 新料金体系について

1) 改定後の料金体系について (水道・簡易水道)

水道利用者の94%が
13mmのメーターを使用

(1か月計算、税抜)

◆現行料金と改定後の料金

| | メーター口径 | 現在の基本料金 ① | 改定後の基本料金 ② | 影響額 ③ : ② - ① | 改定率 ③ / ① |
|------------------|--|----------------------------|-----------------------------|------------------|--------------|
| | 基本 料 金 | 13mm | 450円 | 510円 | 60円 |
| 20mm | | 730円 | 840円 | 110円 | 15.06% |
| 25mm | | 940円 | 1,180円 | 240円 | 25.53% |
| 40mm | | 2,250円 | 2,820円 | 570円 | 25.33% |
| 50mm | | 4,250円 | 5,320円 | 1,070円 | 25.17% |
| 75mm | | 8,300円 | 10,370円 | 2,070円 | 24.93% |
| 100mm | | 13,100円 | 16,390円 | 3,290円 | 25.11% |
| 150mm | | 20,000円 | 25,000円 | 5,000円 | 25.00% |
| 従 量 料 金 | 使用水量 | 現在の1m ³ 料金 ① | 改定後の1m ³ 料金 ② | 影響額 ③ : ② - ① | 改定率 ③ / ① |
| | 9m ³ 未満 (メーター口径13・20mm) | 30円 | 33円 | 3円 | 10.00% |
| | 9m ³ 未満 (メーター口径25mm以上) | 30円 | 40円 | 10円 | 33.33% |
| | 9m ³ 以上21m ³ 未満 | 120円 | 140円 | 20円 | 16.66% |
| | 21m ³ 以上51m ³ 未満 | 150円 | 180円 | 30円 | 20.00% |
| | 51m ³ 以上 | 190円 | 210円 | 20円 | 10.52% |



2 新料金体系について

2) 御池簡易水道の料金体系について

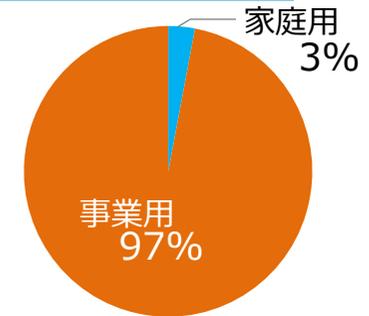
- 設立の経緯

昭和22年に国営開拓事業のための民営飲雑用水として創設
平成16年に公営化し、現行の料金体系で運営

- 使用状況

使用水量の割合は、家庭用が約3%、事業用（畜産）が約97%

御池簡易水道の使用割合



- 料金体系

事業の目的・設立経緯が一般的な水道事業と異なることから、**料金は別体系で設定**
改定にあたっては、**平均改定率は水道事業に合わせたうえで、料金体系を別途設定**

◆ 現行料金と改定後の料金

(1か月計算、税抜)

| 区分／使用水量 | | 現在の料金 ① | 改定後の料金 ② | 影響額 ③ : ② - ① | 改定率 ③ / ① |
|---------|---------------------|------------|-------------|------------------|--------------|
| 基本料金 | | 250円 | 290円 | 40円 | 16.00% |
| 従量料金 | 9 m ³ 未満 | 30円 | 33円 | 3円 | 10.00% |
| | 9m ³ 以上 | 90円 | 103円 | 13円 | 14.44% |

平均改定率 14.95% 10



3 今後の取組について

1) 最新の国の動向について

国は、上下水道事業を最重要インフラと位置づけ上下水道政策の基本的なあり方検討会を昨年11月に設置し、持続的な事業継続に向けた議論を進め、今年6月に中間報告、令和7年度中に最終報告をまとめる



令和6年11月22日
水管理・国土保全局上下水道企画課
(上下水道審議官グループ)

上下水道政策の基本的な方向性を議論します ～第1回上下水道政策の基本的なあり方検討会を開催～

水道・下水道を取り巻く環境は、人口減少による収入減、職員の減少、老朽化施設の増加、自然災害の激甚化等厳しさを増すとともに、脱炭素、経済・食料安全保障への対応等新たな課題への対応も求められる等その役割は拡大しています。

強靱で持続的な上下水道を実現するためには、水道・下水道の連携に加え上下水道以外の分野との連携を図りつつ、様々な社会的要請に適切に対応し、進化していく必要があります。

このため、水道行政の移管を契機に今後の上下水道政策の基本的なあり方について検討を行うため、下記のとおり第1回検討会を開催します。

記

1. 日時：令和6年11月29日（金）13時30分 ～ 15時30分
2. 場所：中央合同庁舎3号館6階 都市局会議室（WEB会議併用）
（東京都千代田区霞が関2-1-3）
3. 委員：別紙のとおり
4. 議題：・検討会の進め方
・2050年の社会の姿を踏まえた上下水道について
5. 取材等
 - ・議事については、WEB上で傍聴が可能です。
 - ・報道関係者に限り、会議の冒頭（議事に入るまで）のみカメラ撮影が可能です。
 - ・傍聴、カメラ撮影を希望される方は、以下のHPよりお申し込みください。
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/mizukokudo_sewage_tk_000914.html

上下水道政策の基本的なあり方検討会
委員名簿

| | 氏名（敬称略） | 所 属 |
|--------|---------|--|
| 委員長 | 滝沢 智 | 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 教授 |
| 委員 | 朝日 ちさと | 東京都立大学都市環境学部都市政策科学科 教授 |
| | 池 道彦 | 大阪大学大学院工学研究科環境エネルギー工学専攻 教授 |
| | 石田 紀彦 | 東京都水道局 建設部長 |
| | 浦上 拓也 | 近畿大学経営学部経営学科 教授 |
| | 春日 郁朗 | 東京大学先端科学技術研究センター 准教授 |
| | 坂本 武志 | 高根沢町 上下水道課長 |
| | 富安 啓二 | 荒尾市企業局 局長兼総務課長 |
| | 難波 悠 | 東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻 教授 |
| | 野澤 千絵 | 明治大学政治経済学部 教授 |
| | 平林 由希子 | 芝浦工業大学工学部土木工学課程担当 大学院理工学研究科社会基盤学専攻 教授 |
| | 藤橋 知一 | 東京都下水道局 計画調整部長 |
| | 藤原 拓 | 京都大学大学院地球環境学堂 教授 |
| | 横田 明美 | 明治大学法学部 専任教授 |
| 専門委員 | 青木 秀幸 | 公益社団法人日本水道協会 理事長 |
| | 岡久 宏史 | 公益社団法人日本下水道協会 理事長 |
| | 北尾 裕一 | 一般社団法人日本水道工業団体連合会 会長 |
| | 黒田 憲司 | 地方共同法人日本下水道事業団 理事長 |
| オブザーバー | 赤岩 弘智 | 総務省自治財政局 公営企業課長 |
| | 柳田 貴広 | 環境省水・大気環境局環境管理課 水道水質・衛生管理室長 |

(注) 委員、専門委員は五十音順



3 今後の取組について

1) 最新の国の動向について

これまでは、上下水道の安定供給・安定運用に注力



◆あり方検討会の「2050年の社会情勢や課題を見据えた」5つの論点

| | | |
|------------|---------------------------|--|
| ①持続 | 住民が安心かつ持続的な生活を送ることができる社会 | 官民連携や担い手確保、水道料金の費用負担、施設改修への公費負担、上下水道一体での対応方針 |
| ②強靱化 | 強靱で安全、災害やリスクに強い社会 | 災害や渇水に対する事前の備え、災害時の復旧方法、想定していないリスクに対する方向性 |
| ③水質・水循環 | 水による恩恵の最大化、リスクの最小化が図られる社会 | 豊かな水環境の定義 |
| ④脱炭素・エネルギー | 省エネ・創エネを通じて、脱炭素化が図られる社会 | カーボンニュートラルの方策 |
| ⑤社会経済活動 | 安定した社会経済活動が図られる社会 | 上下水道資源の有効活用、水ビジネスの展開 |

今後は、

- ① 更なる長期安定経営や担い手の育成・確保
 - ② 粘り強い上下水道施設の整備
 - ③ ④ ⑤ 脱炭素やカーボンニュートラル、社会への負荷、適切な情報発信
- といった様々な視点が求められている

3 今後の取組について

2) 新たな外部評価の枠組について

◆現状：都城市上下水道料金等審議会

- ・耐震・老朽化対策が急務となった現状を踏まえ審議会を設置
- ・今後の経営見通しについて審議

不定期の開催、継続的に経営状況を外部評価する機会がない



◆今後：新たに外部委員による常設の審議会の設置を検討

- ・決算等を踏まえ、**毎年、経営状況を審議！**
- ・水道料金や下水道使用料、加入金などの**料金改定について審議！**
- ・水道ビジョンや経営戦略等の策定（改定）について審議！
- ・今後の事業計画や経営方針、実施事業の評価等、**事業全般を審議！**
- ・上下水道政策の基本的なあり方検討会など、**最新の動向を基に審議！**

外部評価により経営が健全化、強靱で持続可能な水道事業の構築！

持続的な上下水道の安定運営により
市民の安全で安心な生活を実現！！